

長瀬町プレミアム付商品券事業取扱要領

1. 目的

長瀬町では、消費税率10%への引き上げが消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の補助を受けプレミアム付商品券を発行する。

2. 商品券の発行について

- (1) 名称 長瀬町プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 長瀬町及び長瀬町商工会
- (3) 事業運営 長瀬町商工会
- (4) 発行総額 3,750万円（予定）
- (5) 発売価格 1セット4,000円（額面1,000円の商品券×5枚）
- (6) 購入対象 ①令和元年度住民税非課税者
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く。
②学齢3歳未満の子（2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子）が属する世帯の世帯主
- (7) 販売限度 購入対象者①一人5セットまで
購入対象者②対象児童1人あたり5セット
- (8) 販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月28日
- (9) 販売場所 町内3ヵ所（長瀬町商工会、長瀬駅前郵便局、長瀬郵便局）
- (10) 利用期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日

3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能である。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 利用額が商品券額面に満たない場合、釣銭は出ない。
- (4) 利用額不足分は現金等で受けとる。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- (4) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負わない。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (2) 不動産等の購入
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの
- (4) 公共料金等公共性の高いもの

- (5) 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (8) 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入
- (9) その他国、埼玉県、長瀬町、長瀬町商工会が適当でないとしたもの

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることがわかるよう、利用者が認識できる場所にチラシ等を掲示すること。
- (2) 商品券が使用できないもの（除外品目）がある場合は、その内容をわかりやすく表示すること。
- (3) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに長瀬町商工会まで報告すること。
- (4) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

6. 取扱店の参加資格

長瀬町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（3）に該当する事業者を除いたもので、長瀬町内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 申請者またはその法人の役員が、暴力団・暴力団関係者等の反社会的勢力でないこと。また、取扱店の経営に実質的に関与するなど密接な関係を有していないこと。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっている事業者
- (4) 長瀬町商工会に未加入の場合は、営業活動を証明できる書類（履歴事項全部証明書・申告書・許認可証など）を提出すること。また、現地確認をおこなう場合がある。

7. 換金について

- (1) 換金場所 長瀬町商工会
- (2) 換金日時 現在調整中
- (3) 支払い方法 口座振込を予定（詳細は調整中）
- (4) 換金方法

取扱店は、登録証明書を提示し、商品券換金依頼書と使用済券を換金事務局（長瀬町

商工会)に提出すること。換金事務局は商品券換金依頼書と使用済券を確認の上、後日振込にて支払を行う。

(5) 換金期間

令和元年10月15日(火)から令和2年3月6日(金)まで
上記期間を過ぎての換金には一切応じられない。

(6) 換金手数料 なし

8. 取扱店の取消等

この「取扱要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は損害金を請求する。

9. 申請手続について

(1) 申請方法

この「取扱要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、長瀬町商工会へ郵送又は直接提出すること。

「取扱店登録申請書兼誓約書」は長瀬町商工会のホームページからダウンロードできるほか、同所窓口でも配布を行う。(長瀬町商工会 HP: <http://www.nagatoro.or.jp/>)

(2) 申請書の提出先

長瀬町商工会 〒369-1304 長瀬町大字本野上 189-6

TEL : 0494-66-0268 FAX : 0494-66-1030

(3) 申請期間

令和元年7月10日(水)から令和元年8月23日(金)まで

※9:00~17:00(土日祝日を除く)

令和元年7月26日(金)までに申請があった場合は商品券使用可能店舗としてチラシに掲載する。7月29日(月)以降の申請に関しては随時HPにて掲載する。

10. その他

(1) 長瀬町内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成し申請を行う。

(2) 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできない。個別の店舗ごとに申請を行う。

(3) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、長瀬町商工会及び長瀬町のホームページやチラシにより広報を行う。

(4) 取扱店一覧に変更があった場合は、長瀬町商工会及び長瀬町のホームページで周知を行うものとする。

問い合わせ

購入対象者、購入方法について 長瀬町（産業観光課） TEL：0494-66-3111

商品券取扱店募集について 長瀬町商工会 TEL：0494-66-0268